

# IFRS 財団 ガバナンス改革に関する報告書

2012年2月9日

## 要旨

国際会計基準(IFRS)財団モニタリング・ボードは、IFRS 財団の現在のガバナンス構造が、IFRS 財団の定款に定められているとおり、高品質で、容易に理解でき、執行可能性を持った、グローバルに受け入れられる会計基準を策定するという国際会計基準審議会(IASB)の主要な使命を推し進めることができるものとなっているか、また、IASBに係る説明責任を適切に果たすとともにその独立性を確保するものとなっているか、を評価するための見直しを、2010年に開始した。2011年2月、モニタリング・ボードは、ガバナンスの改革に向けた方策の提言を市中協議文書として公表し、一般からのコメントを求めた。また、モニタリング・ボードは、市中協議のほかに、関係者が一同に会し市中協議文書の内容について双方向かつ十分な意見交換を行う機会をつくるため、合計4回の地域別公開円卓会議を開催した。

モニタリング・ボードの市中協議に対しては、提言中の各要素について多様な観点から意見が寄せられたが、その中で、ガバナンス構造の持つべきいくつかの特性が、IFRS がグローバルな基準として受け入れられるために不可欠な主要な関係者にとって、本質的なものと認識されていることが浮き彫りになった。

### **IFRS 財団の使命に対する説明責任を伴った IASB の独立性**

IASB の独立性が IFRS の信頼性にとって必要不可欠であるという点について、関係者とモニタリング・ボードの見解は一致している。IASB のガバナンス構造は、既得権益から独立した基準設定環境を提供するものでなければならない。同時に、IFRS が長期的にグローバルな会計基準であり続けられるかどうかは、いかに IASB が、投資家や市場、その他の市場参加者に対する説明責任を果たしつつ、公益に資するような形でその独立性を運用していくかにかかっている。

独立性と説明責任のバランスを確保するため、モニタリング・ボードは、そのメンバーについて、引き続き、各国の市場において用いられる会計基準の形式・内容について権限を有する当局に限定することを提案した。市中協議へのコメントは、会計基準に関する IFRS 財団の使命が、投資家利益や資本形成の健全性の守護者としての任に就く当局の責務と同様のものであるという点に賛同しており、したがって、多くがモニタリング・ボードの提案を支持するものであった。

資本市場当局の間での多様性の向上に加えて、例えばモニタリング・ボードのメンバーを投資家やその他の IFRS 関係者にも広げることにより、幅広い関係者を直接モニタリング・ボードに関与させるべきであるというコメントも一部にあった。しかし、モニタリング・ボードは、こうした提案については、モニタリング・ボードの目的に関する誤解に基づくものであると考え、取り上げなかった。モニタリング・ボードの目的とレゾンデートルは、IFRS 財団と資本市場において用いられる会計基準の形式・内容について権限を有する当局との間の公的なリンクを構築することである。このリンクを通じることにより、当局は、基準設定プロセスが機能しているかを監視することで、その役割をより容易に果たすことができ、ひいてはグローバルな資本市場における IFRS の使用を認めるために必要となる IFRS への信頼を増進することができる。

今日の資本市場のグローバルな性質をよりよく反映するために、モニタリング・ボードはメンバーの拡大を提案した。寄せられたコメントでは、メンバーの拡大は広く支持された。

コメントの中には、基準設定の検討及び監視には多様な IFRS の利害関係者が関与すべきであるとの見方があり、モニタリング・ボードもその見方を共有する。この観点から、今後ともデュー・プロセスの向上及び絶え間ない監視に努めていくという、評議員会の戦略見直しで表明された評議員会としての意思をモニタリング・ボードは支持するとともに、評議員会とのやり取りを通じてこの目標を監視していく。さらに、モニタリング・ボードは、評議員及び IASB 理事の任命プロセスが IFRS の利害関係者を代表するような多様性を確保するものであり続けるべきであると確信している。

### **運営主体ではなく監視機関としてのモニタリング・ボード**

コメント提出者や円卓会議の参加者は、モニタリング・ボードがその名のとおり、評議員会による IASB の業務運営の監視状況を監視する者として機能することを支持する旨強調し、特に、評議員会が公益実現のために活動し、また、投資家や市場、その他の市場参加者に対する説明責任を果たし続けることを確保する観点から監視することを重視した。これらの関係者は、モニタリング・ボードの役割は監視者としての役割に留まるべきであると警告した。コメント提出者は、モニタリング・ボードは公益の守護者であり既得権益に対する緩衝体であるべきだと考える；同時に、これらのコメント提出者は、モニタリング・ボードが評議員会による監視業務や IASB の業務運営に直接関与することは、基準設定の独立性を阻害し、特定の地域・文化・政治的なバイアスをもたらしかねないとの懸念も示した。

評議員会による監視業務及び IASB の業務運営という点に関して、モニタリング・ボードの市中協議文書では、特に提案はしていないものの、モニタリング・ボードが IASB のアジェンダ設定や IASB 議長の選定でより大きな役割を果たすべきかどうかという質問に対する意見を求めた。一部のコメント提出者は、モニタリング・ボードがこれらについてより明確な役割を果たしても良いとの考えを示したが、多くは、IASB 議長の選定について、評議員会の専権事項に相応しいものであるとし、アジェンダ設定についても、適切な市中協議と評議員会によるプロセスの監視を前提に、IASB のみが担当すべき業務運営上の事項であるとの考えを示した。モニタリング・ボードは、これら関係者の意見には同意するものの、IASB の議長選定とアジェンダ設定のプロセスが、高品質の基準を求める資本市場の要望に IASB が応えることを可能とするようなものである旨、資本市場当局が確信を持つことも必要であると考えた。モニタリング・ボードは、IASB のアジェンダ設定や議長選定に関する意思疎通や手続について、IASB の独立性を侵すことなく改善していく余地があると考えた。

## **ガバナンス機能の透明性と理解の向上**

ガバナンス改革に対する回答では、モニタリング・ボードや評議員会の目的や活動に対する誤解が少なからず存在することが明らかになった。理解を促進し明確性を高めるために、モニタリング・ボードや評議員会の活動について、更に透明性を向上させる必要があることが、改善すべき分野として浮上してきた。

\*        \*  
\*  
\*  
\*

関係者からの意見を踏まえ、モニタリング・ボードは以下のようなガバナンスの枠組み強化を進めていくつもりである。各方策は、IFRS 財団のガバナンス構造における 3 つの階層に応じてグループ分けされている。

## **モニタリング・ボードに関する決定**

### **1. モニタリング・ボードのメンバーシップ**

モニタリング・ボードのメンバー拡大を検討するにあたり、モニタリング・ボードのメンバーは、その役割が、IFRS 財団と資本市場において用いられる会計基準の形式・内容について権限を有する当局との間の公的なリンクを構築することである点を再確認した。このリンクを通じることにより、これらの当局は、ガバナンス構造が機能しているか監視することが可能となり、資本市場で用いられる会計基準に

対する自らの責務を果たすことが容易になる。こうした観点から、モニタリング・ボードがより効果的に活用されるように、モニタリング・ボードは以下を決定した。

- 1)モニタリング・ボードのメンバーは、引き続き、会計基準の形式・内容について権限を有する資本市場当局に限定される。
- 2)主に主要な新興市場からメンバーを追加するとともに、証券監督者国際機構(IOSCO)と協議して交代制メンバーの制度を導入することで、モニタリング・ボードのメンバーを拡大する。
- 3)現行のメンバー要件のうち、『高品質で国際的な会計基準の策定を支える』強い意思について、各法域内の市場における IFRS の使用と IFRS 財団への資金拠出への関与を通じて証明することを求める形に洗練する。モニタリング・ボードのメンバーになるか、メンバーであり続けるためには、全ての常任メンバーは上記の要件を満たさなければならず、また、定期的にメンバーとしての適格性の評価が行われる。

## 2. コンセンサス・ベースの意思決定

モニタリング・ボードは、現在の意思決定の仕組みがこれまでうまく機能してきた経験を踏まえ、現行のコンセンサス・ベースでの意思決定方法を継続することとした。

## 3. その他の当局や国際機関のモニタリング・ボードへの関与

その他の当局（資本市場当局以外の当局）が IFRS 財団のガバナンス構造の堅牢さを重視していることを踏まえ、モニタリング・ボードは、バーゼル銀行監督委員会(BCBS)が引き続きモニタリング・ボードのオブザーバーとして参加することとした。なお、オブザーバーの役割や在り方について、併せて明確化することとした。将来的には、IFRS 財団のガバナンスに関心を持つその他の公的当局との関係をより強化すべきかどうか、また、その場合、評議員会や IASB の独立性、その説明責任又は IFRS 財団の主たる使命を損なわないような強化策としてどのような選択肢が考えられるか、再度検討することがあり得る。

## 4. IASB のアジェンダに係る付議

IFRS 財団とモニタリング・ボードの間で締結している MOU(覚書)では、モニタリング・ボードは、一定の事項について評議員会と IASB 議長に検討を求められることができるとされており、この規定は維持される。モニタリング・ボードと評議員会は、ガバナンス構造の全ての階層において、それぞれの関心や対応に係る十分な相互理解が得られるよう、今後適切なフィードバックの仕組みを策定する。適切なフィードバックの仕組みについてより良く理解することで、関係者は、モニタリング・ボードに IASB の独立性を侵害する意図がないことを確信できると考えられる。

同時に、このようなフィードバックの仕組みは、資本市場当局や評議員会が IFRS 財団の使命に対して IASB に責任を持たせる上で、助けとなる。これは、モニタリング・ボードのコンセンサス・ベースの運営体制の下で IASB に参照される会計基準の技術的な事項は、必然的に、未対応のまま放置されれば、投資家にとって不利益となり、したがって IFRS 財団の主たる使命にそぐわないこととなるような、急を要する事項であると考えられるためである。いずれにしても、モニタリング・ボードは、意思決定プロセスに影響を与えたり、IASB の行った実体的な基準設定上の意思決定に異議を申し立てたりすることはしない。

最後に、IASB のアジェンダ協議を改善するための最近の取組みを踏まえ、モニタリング・ボードは、評議員会デュー・プロセス監視委員会と協議しつつ、改定後のアジェンダ設定プロセスにおける実施状況や結果について評価を行っていききたい。

## 5. IASB の議長選定

評議員会の主要業務に関する協議に係る現行 MOU の規定と統合的な対応として、モニタリング・ボードは、IASB 議長選定のための基準やプロセスについて、評議員会と合意を得る。選定基準やプロセスについて合意することで、IASB の議長選定が、高品質な基準を求める資本市場の要請に IASB が応えることを可能とするようなものであることについて、資本市場当局が確信することになる。

なお、一般の理解向上のため、選定基準及びプロセスは公表される。

IASB の議長選定プロセスは、既定の選定基準に照らして評議員会が絞り込んだ候補者リストについて、評議員会がモニタリング・ボードと協議することを明示的に求めることとなる。モニタリング・ボードとの協議を経た最終的な選定は、評議員会により実施される。

## 6. IASB メンバー構成の枠組み

評議員会の主要業務に関する協議に係る現行 MOU の規定と統合的な対応として、評議員会は、IASB の多様性を確保するための枠組みを構築する際には、モニタリング・ボードと協議を行う。評議員会は、当該枠組みの下で、IASB メンバーを選定する最終的な権限を保持する。

## 7. モニタリング・ボードの業務の透明性

モニタリング・ボードの機能に関する一般の意識と理解の向上のため、モニタリング・ボードは公開で行う会議の記録をより適時に公表し、より多くの関係者に対してその活動を啓蒙する。

## 8. IFRS 財団の資金調達

安定的で十分な資金調達が独立性の維持にとって重要であるとの観点から、モニタリング・ボードと評議員会は、資金調達の仕組みに関し協議を続けるが、資金調達の主たる責任は引き続き評議員会にあり、モニタリング・ボードは各国・地域の資金貢献に向けた取組みを奨励する。

## 9. モニタリング・ボード事務局

これまでの対応で問題なかったことを踏まえ、モニタリング・ボードの議長国が事務局機能を提供するという形を継続する。

## 10. 定期的なガバナンスの見直し

5年毎に行われる IFRS 財団の定期的な定款改訂と連携の上、モニタリング・ボードは、ガバナンス構造について定期的な見直しを行う。モニタリング・ボードは、ガバナンス構造の見直しと評議員会の定款改訂とを二つ揃えて連携して行うことが、ガバナンス構造の妥当性を保持し、継続的な改善を確保する上で有効な手段になると考える。

### **評議員会に関する決定**

#### 1. 評議員会の構成

評議員任命に係る現行の承認プロセスを通じ、モニタリング・ボードは、評議員会全体としての地理的・職業的背景の多様性について、引き続き監視していく。

#### 2. 評議員の選定プロセス

評議員会とモニタリング・ボードの役割及び活動状況に関する一般の理解を向上させるため、評議員の推薦・任命基準及びプロセスの文書化について改善し、公表する。

### **IASBに関する決定**

#### 1. IASB の構成

モニタリング・ボードは、評議員会による IASB 候補者の選定が、職業的な能力と経験を主たる適格要件としつつ、多様な地域的・職業的背景を有する IASB メンバーを特定するために十分に堅牢なものであることが確保されるよう、評議員会に求める。

## 2. IASB の管理体制とスタッフ機能の分別

モニタリング・ボードは、IASB の基準設定に関与する職員と評議員会による監視業務を補助する職員との間で、職責及び報告体制を明確に分離するよう、評議員会に求める。

また、モニタリング・ボードは、IASB 議長の IFRS 財団 CEO 兼務を解消する形で定款を改訂するよう、評議員会に対して勧告する。

IASB 議長は、リソースも含め、基準設定に関するあらゆる事項について完全な責任を持ち続けるべきである。評議員会は、現在 IFRS 財団 CEO に割り当てられている機能を見直し、IASB の運営に関する責務を、実際に又は外見上基準設定において利益相反を生じさせる可能性があるような監視・資金調達関係の権限から完全に分離するよう、機能の再割当を行うべきである。

## 3. 関係者の基準設定への関与

モニタリング・ボードは、IASB の基準設定プロセスにおける協議の適切性に関する評議員会の監視状況を継続的に監視するため、評議員会デュー・プロセス監視委員会の活動状況及び所見に係る報告書を定期的に受け取る。